

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月6日

横浜市契約事務受任者
鶴見区長 渋谷 治雄

1 契約の概要

鶴見区駒岡二丁目地内下水道本管緊急補修工事
(内径700mm 下水道本管(副管)補修工 一式)

2 履行(納品)場所

鶴見区生麦二丁目4番6号地先

3 契約日

令和8年3月23日

4 履行日又は履行期間(予定)

令和8年5月29日

5 契約金額(概算)

¥8,000,000.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

請負人 有限会社 川下組
代表取締役 川下 寛剛
住 所 神奈川県横浜市神奈川区羽沢南一丁目44番10号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

鶴見区駒岡二丁目地内において内径700mmの下水道本管(副管部)が破損している状況でした。土砂流出による道路陥没が発生する可能性があるため、緊急措置として下水道本管の管きょ更生工を含む対応可能な工種による施工を実施します。

8 契約の相手方の選定理由

有限会社川下組は、鶴見土木管内下水道修繕・整備工事(その4)にて当該箇所の現場調査に協力したため現場状況を熟知しており、本工事に関する見識があることと、災害時協力協定を締結している事業者のため、緊急修繕業者に選定しました。

9 所管課

鶴見区鶴見土木事務所